

2-3 雇用調整助成金及びテレワーク導入支援の柔軟な見直しについて

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、幅広い業種の事業者において、事業の継続と雇用の維持が深刻な課題となっている。従業員の生活を守るとともに、感染症収束後に事業活動を再び軌道に乗せるためには、雇用調整助成金を十分に活用できるようにすることが重要である。国においては、令和2年2月以降、感染症拡大の影響を踏まえ、支給要件の緩和や助成率の拡充、手続きの簡素化等の措置を段階的に講じてきた。しかし、感染症の収束の状況が見通せない中、業種によっては事業活動への影響が長引くことが懸念される。

一方、働き方改革の一環として都県でも推進しているテレワークについては、感染症拡大を受け、新しい生活様式を定着させていく中で、感染防止対策として導入する企業が増加している。

また、テレワークは新しい生活様式の定着のみならず、災害時の事業継続や移住・定住の促進、「子育てと仕事の両立」等の多方面に寄与するものであり、今後、企業における更なる導入促進が望まれる。

については、事業の継続及び雇用の維持並びにテレワークの普及促進を図るため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 雇用調整助成金について、新型コロナウイルス感染症による経済への影響に応じ、特例措置が適用される緊急対応期間の更なる延長や助成金支給の更なる迅速化など、制度の柔軟な見直しをすること。

2 テレワーク導入支援について、希望する企業が確実に支援を受けられるよう、対象期間の延長など制度の柔軟な見直しや、追加の予算措置を講じること。